

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成二十一年十二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年八月十三日奈良県指令桜土第四二―三号

平成二十一年十一月十七日奈良県指令桜土第四二―三―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年十二月四日桜土第六一―五号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市内膳町一丁目一六八番地ノ二、一六八番地ノ一〇、一七〇番地ノ一の一部、

一七〇番地ノ二の一部、一七〇番地ノ八の一部及び一七〇番地ノ一一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市八木町一丁目一番一八号

橿原市長 森下豊